

				他に、有効な証拠が無いために心象操作を多用する必要があること。
甲 24	司法研修 所 論 集 (恣意的 抜粋・写 し)	H9.2	大塚正幸	<p>相手方代理人らが、個別判断をさせない為の書証提出をしたこと。</p> <p>臨床心理的、学術的根拠を元に、面会交流の必要性を抗告人が立証したのに対し、何ら学術的根拠の無い 20 年以上前の面会交流の係争手続きでの相場を根拠にしようとしていること。</p> <p>民法 766 条が改訂され、面会交流の重要性が明文化される以前の論集であること。</p> <p>大多数の一般家庭の父子が月イチ面会交流では無いが、誘拐して実効支配して会わせたく無ければ月イチであるべきとする相手方代理人らの主張には理由の不備があること。</p>
甲 25	特定記録 郵便封筒 (写し)	H29.5.17	抗告人	<p>居所特定機能など無い特定記録郵便を、曲解した立証趣旨で提出が行われたこと。</p> <p>抗告人は、拉致常習犯らの薄汚い手に触られずに、生き別れを強要された愛する息子へバースデーカードを届ける為に、郵便転送サービスと受け取り確認サービスを利用したこと。</p> <p>抗告人が拐取され声も聞かせぬ断絶を強要されている息子の誕生日に送</p>